

## 審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 古物営業法施行規則第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 古物営業法施行規則第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法施行規則第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 古物営業法施行規則第19条の5、同規則第19条の12（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：40日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：